

宇部市健康サポーター（事業所部門）登録制度実施要領

（目的）

第1条 宇部市健康づくり推進条例に基づき、企業、地域コミュニティ、市民活動団体等（以下、「事業所」という。）と協働及び連携して健康づくりに資する取組を推進するため、地域住民、事業所で働く人等の市民の健康度を高める取組を行う事業所を宇部市健康サポーター（事業所部門）（以下「健康サポーター」という。）として登録することを目的とする。

（登録要件）

第2条 市長は、次の各号の要件を全て満たす事業所を健康サポーターとして登録することができる。

- （1）市内に事業所（支社、支店、営業所等を含む）の所在地がある、又は市内でサービスを提供していること。
- （2）健康づくり活動を継続的に行い、市民及び事業所に所属する者の健康増進に取り組んでいること。
- （3）市の実施する健康づくり事業に積極的に参加又は協力すること。
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営及び運営に関与している事業所ではないこと。
- （5）市のホームページで事業所名を掲載することに同意すること。

（登録）

第3条 本制度に申込みするものは、宇部市健康サポーター（事業所部門）登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（登録の決定）

第4条 市長は、提出のあった書類等の確認により登録を行う。

2 市長は、前項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）に、宇部市健康サポーター（事業所部門）登録証を交付できるものとする。

（変更の届出）

第5条 登録者は、登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（登録の辞退）

第6条 登録者は、活動を継続できなくなったときは、宇部市健康サポーター（事業所部門）登録辞退届（様式2号）を市長に届け出ることにより、登録を辞退することができる。

（事業所の公表）

第7条 市長は、登録者の名称及び取組に関する情報を市のウェブサイト、印刷物等により公表できるものとする。

(登録後の活動)

第8条 市長は、登録者に対して、健康づくり活動に資する情報を定期又は随時に提供するものとする。

2 事業所は、前項の健康情報を市民及び事業所に所属する者の健康づくり活動に活用するとともに、市の推進する健康づくりの施策に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 市長は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びにその他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 市長は、この要領の施行日前において本市から宇部市健康づくりパートナーの認定を受けている者は、第3条の手続きを省略して第4条の登録を行うことができる。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月6日から施行する。

様式第 1 号

宇部市健康サポーター（事業所部門）登録申請書

1 登録情報

申請日	年 月 日
事業所名	フリガナ
所在地	〒
電話番号	
担当者氏名	フリガナ
担当部署名	
メールアドレス	
従業員数 ※市内事業所の人数	
主たる活動・事業内容	

2 登録要件

☐	市内に事業所（支社、支店、営業所等を含む）の所在地がある、又は市内でサービスを提供しています。
☐	健康づくり活動を継続的に行い、市民及び事業所に所属する者の健康増進に取り組めます。
☐	市の実施する健康づくり事業に積極的に参加又は協力します。
☐	暴力団又は暴力団員が経営、運営に関与している事業所ではありません。
☐	市のホームページで事業所名を掲載することに同意します。

※登録事業所を対象としているサービスの一部は、市内事業者限定のものとなります。

様式第 2 号

宇部市健康サポーター（事業所部門）登録辞退届

届出日	年 月 日
事業所名	
電話番号	
辞退理由	